

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行細則

(趣旨)

第1条 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年横浜市規則第17号。以下「規則」という。)第94条の規定により、横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。)に基づく事務の処理に係る様式で規則に定めるもの以外のもの及び条例第149条第1項に定める通報機関については、この細則の定めるところによる。

(届出書等の様式の指定)

第2条 環境創造局長、資源循環局長又は建築局長は、次の各号に掲げる届出等を受け付ける場合は、当該各号に掲げる様式により行うものとする。

- (1) 条例第3条第2項の規定による排煙の排出方法概要書 細則第1号様式その1
- (2) 条例第3条第2項の規定による窒素酸化物の排出量明細書(ボイラーに限る。) 細則第1号様式その2
- (3) 条例第3条第2項の規定による窒素酸化物の排出量明細書(ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに限る。) 細則第1号様式その3
- (3)の2 条例第3条第2項の規定による炭化水素系物質の排出に係る施設の排出防止方法概要書(貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に限る。) 細則第1号様式その3の2
- (4) 条例第3条第2項の規定によるばいじんの排出量明細書(廃棄物焼却炉に限る。) 細則第1号様式その4
- (4)の2 条例第3条第2項の規定による廃棄物焼却炉及び廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設の設備概要書 細則第1号様式その4の2
- (5) 条例第3条第2項の規定による粒子状物質の排出量明細書 細則第1号様式その5
- (6) 条例第3条第2項の規定による粉じんの処理方法概要書 細則第1号様式その6
- (7) 条例第3条第2項の規定による悪臭の処理方法概要書 細則第1号様式その7
- (8) 条例第3条第2項の規定による排水の汚染状態及び量等の明細書 細則第1号様式その8
- (9) 条例第3条第2項の規定による排水の処理方法概要書 細則第1号様式その9
- (10) 条例第3条第2項の規定による地下浸透禁止物質の製造等をする作業に係る施設の構造概要書 細則第1号様式その10
- (11) 条例第3条第2項の規定による騒音の処理方法概要書 細則第1号様式その11
- (12) 条例第3条第2項の規定による振動の処理方法概要書 細則第1号様式その12
- (13) 削除
- (14) 条例第33条の規定による騒音測定結果報告書 細則第3号様式
- (15) 条例第33条の規定による振動測定結果報告書 細則第4号様式
- (16) 条例第61条の2第2項の規定による地下水汚染原因調査報告書 細則第5号様式
- (17) 削除

- (18) 条例第 61 条の 3 第 2 項の規定による地下水浄化措置結果報告書
細則第 7 号様式
- (18) の 2 条例第 64 条の 2 第 1 項（同条第 7 項で準用する場合を含む。）の規定による特定有害物質使用等事業所廃止等届出書
細則第 7 号様式の 2
- (18) の 3 条例第 64 条の 2 第 2 項（同条第 7 項で準用する場合を含む。）の規定による条例土壌汚染状況調査結果報告書
細則第 7 号様式の 3
- (18) の 4 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号（同条第 7 項で準用する場合を含む。）の規定による確認申請書
細則第 7 号様式の 4
- (18) の 5 規則第 59 条の 3 第 5 項の規定による承継届出書
細則第 7 号様式の 5
- (18) の 6 条例第 64 条の 2 第 5 項（同条第 7 項で準用する場合を含む。）の規定による土地利用方法変更届出書
細則第 7 号様式の 6
- (18) の 7 条例第 65 条第 1 項の規定による土地の形質の変更届出書
細則第 7 号様式の 7
- (18) の 8 条例第 65 条に基づく条例土壌汚染状況調査結果報告書
細則第 7 号様式の 8
- (18) の 9 条例第 66 条の 2 第 1 項（同条第 3 項で準用する場合を含む。）の規定による条例汚染除去等計画書（新規・変更）
細則第 7 号様式の 9
- (18) の 10 条例第 66 条の 2 第 9 項の規定による工事完了報告書
細則第 7 号様式の 10
- (18) の 11 条例第 66 条の 2 第 9 項の規定による条例実施措置完了報告書
細則第 7 号様式の 11
- (18) の 12 規則第 59 条の 25 第 1 項（規則第 59 条の 31 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による帯水層の深さに係る確認申請書
細則第 7 号様式の 12
- (18) の 13 規則第 59 条の 26 第 1 項の規定による条例実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書
細則第 7 号様式の 13
- (18) の 14 規則第 59 条の 27 第 1 項（規則第 59 条の 31 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書
細則第 7 号様式の 14
- (18) の 15 条例第 67 条の 2 第 1 項、同条第 2 項又は同条第 3 項の規定による条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書
細則第 7 号様式の 15
- (18) の 16 条例第 68 条の 2 第 1 項の規定による土壌汚染による地下水への影響調査報告書
細則第 7 号様式の 16
- (18) の 17 条例第 69 条第 1 項の規定による搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書
細則第 7 号様式の 17
- (18) の 18 条例第 69 条第 1 項の規定による条例汚染土壌の区域外搬出届出書
細則第 7 号様式の 18
- (18) の 19 条例第 69 条第 2 項の規定による条例汚染土壌の区域外搬出変更届出書
細則第 7 号様式の 19
- (18) の 20 条例第 69 条第 3 項の規定による非常災害時における条例汚染土壌の区域外搬出届出書
細則第 7 号様式の 20

- (18)の21 条例第69条の5第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による搬出条例汚染土壌の運搬/処理状況確認届出書 細則第7号様式の21
- (18)の22 規則第59条の2第2項ただし書の規定による条例土壌汚染状況調査結果報告書期限延長申請書 細則第7号様式の22
- (18)の23 条例第67条の2第1項、同条第2項又は同条第3項に基づき届出を行った条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更完了/中間報告書 細則第7号様式の23
- (18)の24 条例第70条の2第1項の規定によるダイオキシン類管理対象事業所廃止届出書 細則第8号様式
- (18)の25 条例第70条の2第2項の規定によるダイオキシン類管理対象地における土壌汚染状況調査結果報告書 細則第8号様式の2
- (18)の26 条例第70条の3第1項(同条第7項で準用する場合を含む。)の規定によるダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更届出書 細則第8号様式の3
- (18)の27 条例第70条の3第2項(同条第7項で準用する場合を含む。)の規定によるダイオキシン類管理対象地における土地形質変更土壌汚染状況調査結果報告書 細則第8号様式の4
- (18)の28 条例第70条の3第4項(同条第7項で準用する場合を含む。)の規定によるダイオキシン類管理対象地における公害防止措置完了報告書 細則第8号様式の5
- (18)の29 条例第70条の3第5項(同条第7項で準用する場合を含む。)の規定によるダイオキシン類管理対象地における非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書 細則第8号様式の6
- (18)の30 条例第70条の5第1項の規定によるダイオキシン類による地下水への影響調査報告書 細則第8号様式の7
- (19) 削除
- (20) 削除
- (21) 削除
- (22) 削除
- (23) 条例第74条第1項の規定による地下水採取開始届出書 細則第12号様式
- (24) 条例第75条第2項の規定による地下水採取に係る変更完了届出書 細則第13号様式
- (25) 条例第75条第3項の規定による地下水採取に係る変更計画中止届出書 細則第14号様式
- (26) 条例第86条第1項の規定による特定小規模施設設置届出書 細則第15号様式
- (27) 条例第86条第2項の規定による特定小規模施設に係る承継届出書 細則第16号様式
- (28) 条例第87条第1項又は第2項の規定による特定小規模施設に係る変更届出書 細則第17号様式
- (29) 条例第88条の規定による特定小規模施設廃止届出書 細則第18号様式

- (30) 条例第 92 条第 1 項又は第 2 項の規定による石綿排出作業開始届出書
細則第 19 号様式
- (31) 条例第 94 条の規定による石綿排出作業完了届出書
細則第 20 号様式
- (32) 条例第 99 条第 1 項又は第 2 項の規定による焼却施設解体工事開始届出書
細則第 21 号様式
- (33) 条例第 100 条の規定による焼却施設解体工事完了届出書
細則第 22 号様式
- (34) 条例第 105 条の規定による工事排水届出書
細則第 23 号様式
- (35) 条例第 106 条第 1 項又は第 2 項の規定による工事排水変更届出書
細則第 24 号様式
- (36) 条例第 107 条の規定による工事排水完了届出書
細則第 25 号様式
- (37) 条例第 111 条の規定による屋外作業開始届出書
細則第 26 号様式
- (38) 条例第 112 条第 1 項又は第 2 項の規定による屋外作業に係る変更届出書
細則第 27 号様式
- (39) 条例第 113 条の規定による屋外作業に係る中止届出書
細則第 28 号様式
- (40) 条例第 117 条の規定による掘削作業開始届出書
細則第 29 号様式
- (41) 条例第 118 条第 1 項又は第 2 項の規定による掘削作業変更届出書
細則第 30 号様式
- (42) 条例第 120 条の規定による掘削作業完了届出書
細則第 31 号様式
- (43) 条例第 124 条第 1 項の規定による小規模揚水施設設置届出書
細則第 32 号様式
- (43) の 2 条例第 124 条第 2 項の規定による小規模揚水施設に係る承継届出書
細則第 32 号様式の 2
- (44) 条例第 126 条第 1 項又は第 2 項の規定による小規模揚水施設変更届出書
細則第 33 号様式
- (45) 条例第 127 条の規定による小規模揚水施設廃止届出書
細則第 34 号様式
- (46) 削除
- (47) 削除
- (47) の 2 条例第 141 条の 4 第 1 項の規定による建築物環境配慮計画届出書
細則第 36 号様式の 2
- (47) の 3 条例第 141 条の 7 第 1 項の規定による特定建築物工事完了届出書
細則第 36 号様式の 3
- (47) の 4 条例第 141 条の 5 第 1 項の規定による建築物環境配慮計画変更届出書
細則第 36 号様式の 4
- (47) の 5 条例第 141 条の 6 第 1 項の規定による特定建築物中止届
細則第 36 号様式の 5
- (47) の 6 条例第 141 条の 10 の規定による建築物環境性能表示 (変更) 届出書
細則第 36 号様式の 6
- (48) 条例第 144 条第 1 項の規定による地球温暖化対策計画書
細則第 37 号様式
- (48) の 2 条例第 144 条第 1 項の規定による地球温暖化対策計画書提出書

	細則第 37 号様式の 2
(49) 条例第 144 条第 2 項の規定による地球温暖化対策実施状況報告書	
	細則第 38 号様式
(49) の 2 条例第 144 条第 2 項の規定による地球温暖化対策実施状況報告書提出書	
	細則第 38 号様式の 2
(49) の 3 条例第 144 条の 2 第 2 項の規定による地球温暖化対策評価結果通知書	
	細則第 38 号様式の 3
(49) の 4 条例第 144 条の 3 の規定による地球温暖化対策事業者非該当届出書	
	細則第 38 号様式の 4
(49) の 5 条例第 146 条の 2 の規定による再生可能エネルギー利用設備導入検討報告書	
	細則第 38 号様式の 5
(49) の 6 条例第 146 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定による低炭素電気供給促進計画書兼報告書	
	細則第 38 号様式の 6
(49) の 7 条例第 146 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定による低炭素電気供給促進計画書兼報告書提出書	
	細則第 38 号様式の 7
(49) の 8 条例第 146 条の 8 の規定による特定電気供給事業者非該当届出書	
	細則第 38 号様式の 8
(50) 条例附則第 17 項の規定による特定小規模施設既設届出書	細則第 39 号様式
(51) 条例附則第 23 項の規定による屋外作業使用届出書	細則第 40 号様式
(52) 条例附則第 27 項の規定による小規模揚水施設既設届出書	細則第 41 号様式

(許可書等の様式の指定)

第 3 条 環境創造局長は、次の各号に掲げる許可等を行う場合は、当該各号に掲げる様式により行うものとする。

(1) 条例第 3 条第 1 項の規定による許可	細則第 42 号様式
(2) 条例第 3 条第 1 項の規定による不許可の通知	細則第 43 号様式
(3) 条例第 8 条第 1 項の規定による許可	細則第 44 号様式
(4) 条例第 8 条第 1 項の規定による不許可の通知	細則第 45 号様式
(5) 条例第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可又は変更許可の取消し	細則第 46 号様式
(6) 条例第 18 条第 1 項の規定による認定	細則第 47 号様式
(7) 条例第 18 条第 1 項の規定による不認定の通知	細則第 48 号様式
(8) 条例第 24 条の規定による認定の取り消し	細則第 49 号様式
(9) 条例第 72 条第 1 項の規定による許可	細則第 50 号様式
(10) 条例第 72 条第 1 項の規定による不許可の通知	細則第 51 号様式
(11) 条例第 75 条第 1 項の規定による許可	細則第 52 号様式
(12) 条例第 75 条第 1 項の規定による不許可の通知	細則第 53 号様式
(13) 条例第 80 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可又は変更許可の取消し	細則第 54 号様式

(機関の指定)

第4条 条例第149条第1項の規定により市長が指定する機関は、次に掲げる機関とする。

- (1) 横浜市環境創造局主管課
- (2) 当該区域を所管する福祉保健センター

附則

(施行期日)

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第47号の2及び第47号の3の規定は、平成17年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この細則は、平成24年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この細則は、平成26年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この細則は、平成 28 年 6 月 30 日から施行する。

附則

(施行期日)

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。